

建設工事に関わる皆様へ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されました。

1. 建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物の事業場外保管に係る事前届出制度について
詳しくは、[・事前届出制度の概要](#)
[・届出の記載例](#) を参照してください。

【概要】

排出事業者（元請業者）は、建設工事に伴い生ずる（特別管理）産業廃棄物を排出した事業場以外の場所（当該保管の用に供される場所の面積が300㎡以上である場所）において自ら保管を行おうとするときは、あらかじめ、愛媛県知事に届出が必要になりました。（ただし、松山市内で保管しようとするときは県知事ではなく松山市長に届出が必要です。）

違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

平成23年4月1日時点で行われている保管については、**平成23年6月30日までに、その旨を愛媛県知事（各保健所）に届け出なければなりません。**（ただし、松山市内で行われている保管は、松山市長に届出なければなりません。）

届け出た事項を変更しようとするときは、事前に届出が必要です。また、届出に係る保管をやめたときは、保管をやめた日から、30日以内に届出が必要です。

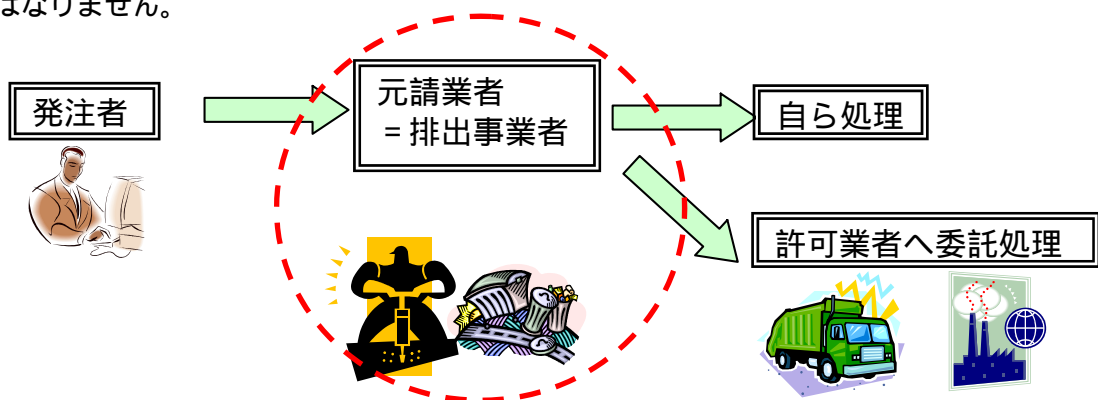
2. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について
詳しくは、「[建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任について](#)」を参照してください。

【概要】

建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理について、その建設工事の元請業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の排出事業者としての責任を有することが法律上明確になりました。

よって、

- 建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が自ら処理するか、その運搬・処分を許可業者に委託するかならなければならなくなりました。
- 下請負人は、廃棄物を処理するには基本的に廃棄物処理業の許可を有して、元請業者から適法な委託を受けなければなりません。



お問い合わせ先

四国中央保健所	衛生環境課	0896-23-3360
西条保健所	環境保全課	0897-56-1300
今治保健所	環境保全課	0898-23-2500
中予保健所	環境保全課	089-941-1111
八幡浜保健所	環境保全課	0894-22-4111
宇和島保健所	環境保全課	0895-22-5211

合い言葉は3R

Reduce
Reuse
Recycle